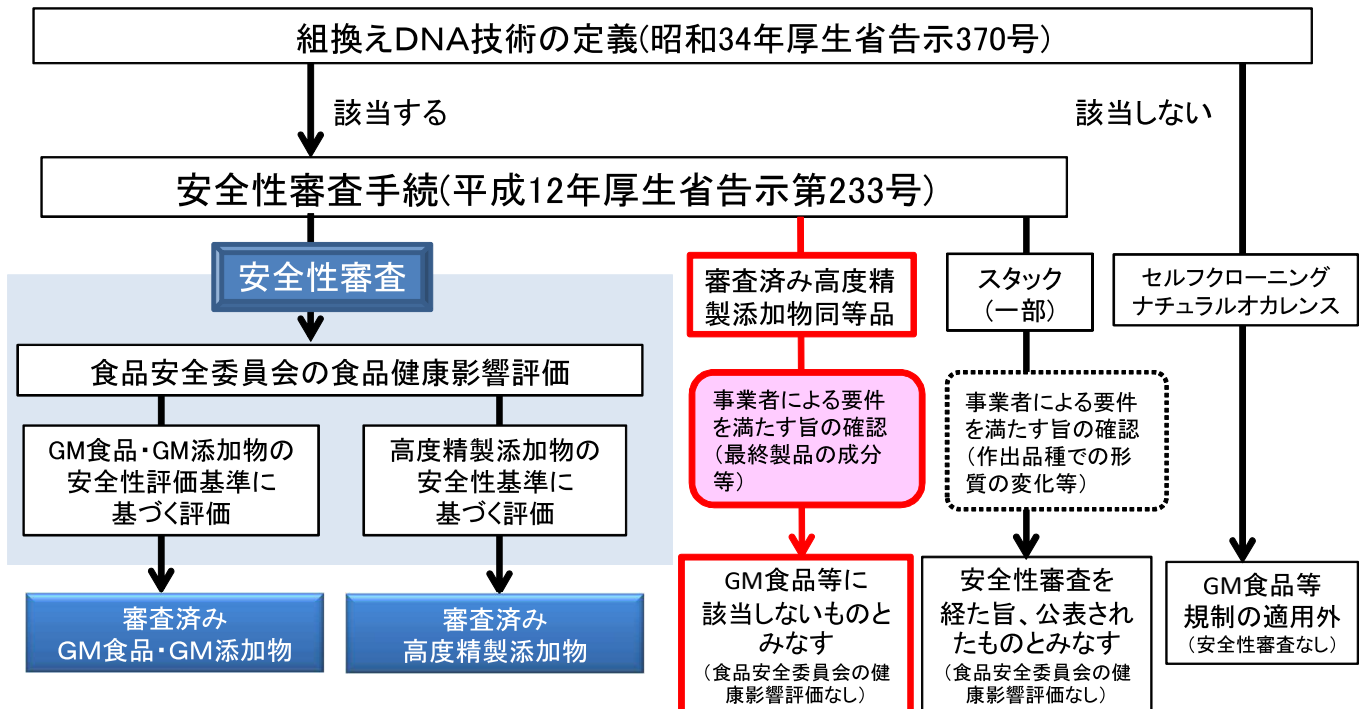


組換えDNA技術応用食品等の取扱い(改正後)(1)

資料5

<安全性審査>



- ・スタック: 審査済みGM作物同士の掛け合わせ品種等
- ・ナチュラルオカレンス: 遺伝子を導入した微生物が、自然界に存在する場合
- ・高度精製添加物の安全性基準:

- ・セルフクローニング: 宿主と同一種の微生物を導入遺伝子の由来とした場合
- ・GM食品、GM添加物: 組換えDNA技術を用いて製造される食品、添加物

「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」(平成十六年三月二十五日食品安全委員会決定)附則 「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」(平成十七年四月二十八日食品安全委員会決定)

組換えDNA技術応用食品等の取扱い(改正後)(2)

<食品衛生法全般>

	GM食品	GM添加物		一部の スタック	セルフクローニング ナチュラルオカレンス
		GM	高度精製添加物		
食品衛生法上の 取扱	GM	GM	高度精製添加物として 安全性が確認され たと食品安全委員会 が判断した場合	一定の要件を 満たした場合	
食品衛生法上の 取扱			安全性審査を 経たず、GMに 該当しないもの とみなす	要件を満たす ことを確認後、 GMに該当しない ものとみなす	
安全性審査の 要否 (厚生省告示第233号)	○	○	○	×	×
厚労省への報告	—	—	—	○ (要件により実施)	○ (通知により実施)
公表の有無	○ (官報)	○ (官報)	○ (厚労省HP)	○ (厚労省HP)	○ (厚労省HP)
その他	GM微生物を利用 して製造した 場合は製造基 準(厚生省告示 第234号)への 適合が必要	GM微生物を利用 して製造した 場合は製造基 準(厚生省告示 第234号)への 適合が必要	—	—	—